

令和3年第4回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 開催日時 令和3年12月10日
 1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
 1. 開 会 令和3年12月10日
 午前 8時59分
 1. 閉 会 令和3年12月10日
 午後 1時28分
 1. 出席委員
 委員長 源 正樹
 副委員長 井関 陽一
 委員 河野 清一
 委員 佐藤 恒夫
 委員 森川 一義
 委員 酒井宇之吉
 1. 欠席委員
 なし
 1. 出席説明員
 (総務部)
 総務部長 山住 哲司
 総務課長 一井 健二
 税務課長 浜田 直浩
 財政課長 宇都宮明彦
 財政課長補佐 沖野 貴洋
 (政策企画部)
 政策企画部長 下澤 広幸
 まちづくり推進課長 長野 静香
 まちづくり推進課長補佐 小野 雅人
 まちづくり推進課長補佐 清家 昌弘
 まちづくり推進課係長 久保田 学
 政策推進課長 宮中 英希
 政策推進課長補佐 末盛 桂子
 情報推進室長 上甲 宏之
 情報推進室係長 脇本美登利
 (教育部)
 教育部長 宇都宮 裕
 教育総務課長 山崎 徳博
 教育総務課長補佐 原井川英一
 教育総務課係長 中井 圭介
 教育総務課主任 河野 旭
 学校教育課長 滝澤 洋
 学校教育課長補佐 松崎 美智
 学校教育課係長 池田 瑞恵
 せいよ西学校給食センター長 宇都宮正記
 生涯学習課長 竹内 克之

- 生涯学習課係長 中村奈央子
 城川教育課長 伊井 健一
 野村教育課長 土居 文人
 スポーツ・文化課長 浅井 裕史
 ギャラリーしろかわ館長 小田原 誠
 (消防本部)
 消防本部消防長 酒井 広一
 消防総務課長 宇都宮憲治
 消防総務課長補佐 徳山 隆
 防災課長 坂本 弘治
 野村支署長 大西 信介
 (議会事務局)
 議会事務局長 富永 誠

1. 出席議会事務局職員

書記 山下みさと

1. 会議に付した事件

- 議案第83号 行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について
 議案第84号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 議案第88号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
 議案第106号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について
 議案第107号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について
 議案第108号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
 議案第111号 令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)
 議案第118号 四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について
 議案第119号 令和3年度西予市一般会計補正予算(第9号)

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時59分

○井関副委員長

ただいまから、令和3年第4回定例会総務常任委員会を開催いたします。

まず初めに、源委員長より挨拶がございます。

○源委員長

委員長が挨拶を行う。

○井関副委員長

続きまして、宇都宮教育部長、挨拶をお願いいたします。

○宇都宮教育部長

挨拶を行う。

○井関副委員長

ありがとうございました。

諸注意を申し上げます。発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから発言のほどよろしく願いいたします。

これより先の進行は委員長で行っていただきます。

【教育総務課】

○源委員長

それではただいまより教育部の審査を行います。議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、教育総務課所管分を議題といたします。

教育総務課長の説明を求めます。

○山崎教育総務課長

それでは、審査していただきます「令和3年度一般会計補正予算(第8号)」のうち、教育総務課所管分について御説明申し上げます。

予算書19ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、8目教育振興事業費の新型コロナウイルス感染症対策事業においては、国の学校保健特別対策事業費補助金交付要綱に基づき、令和2年度第3次補正予算感染症対策等の学校教育活動継続支援事業として、市内小中学校における感染症対策の保健衛生用品等の購入経費172万7000円を計上するものであります。補助率は補助対象経費の2分の1で、補助上限額は令和2年度中の交付決定分も含め、児童生徒数300人までの学校についてはこれまでの1校当たり40万円が45万円に、児童生徒数500人までの学校は1校当たり60万円から67万5000円に上げられております。

なお、補助金上限額は実施要領上、令和2年度中の交付決定分も含めることとなっております。西予市では既に上限額まで交付決定をいただいておりますので、実質的には今回は学校規模により、1校当たり5万円または7万5000円の引上げとなります。今回の補正予算では、要望のあった小中学校について172万7000円を計上しております。

続きまして、教育総務課所管の債務負担行為分につきまして御説明申し上げます。

予算書5ページをお開きください。

西予市スクールバス運行業務委託として、令和4年度3106万7000円を限度額とした債務負担行為を計上しております。これは、令和4年3月末日をもって委託契約が切れるスクールバス6台6路線について、令和4年4月からスクールバスの運行を行うことができるよう債務負担行為を設定し、今年度中に契約をするものであります。

次に、野村中学校校舎外壁等改修工事として1億8300万円の債務負担行為を計上しております。これは、野村中学校の校舎外壁の一部のモルタルが落下したことに伴い、外壁劣化調査を実施したところ、広範囲にわたって、今後落下の危険性があることが判明いたしました。現在、中庭への立入り禁止などの対応を行っているところですが、生徒の安心安全な学生生活を保障する観点から、早急な改修を行うことが必要であり、早期着工に向け今回債務負担行為を設定し、今年度中に契約するものであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○源委員長

山崎課長の説明が終わりました。

これより本議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

コロナ対策の予算が随時入ってるわけですが、各学校でその窓口的な担当者ってのは決めてあるのかどうかをお聞きいたします。

○山崎教育総務課長

今回のコロナ対策事業においては、学校の校長判断で備品・消耗品等の購入を決めるという形になっておりますので、学校長として行っております。

○酒井委員

別な質問でございますが、スクールバスの債務負担行為が出てるわけでございますけれども、先般、我々政務活動費を使いまして国交省へ、スクールバス、市外のそういう買物難民とかの勉強会に行っていました。

その節でお話ししましたのが、スクールバスの他の利用目的をもっと広範囲に出来ないかというような質問を国交省に投げかけておりますけれども、教育委員会ではスクールバスの足が、老人の買物難民だとか病院へ行くとか、そういうことに対しての利用目的の拡大を陸運局だとか国交省だとか、そういうところに投げかけてもっと地元の住民の利便性が高まるような対策というものを考えるようには出来ないものかどうかという質問をいたしておりましたところ、それはそれなりにいろんな国交省でも考えるというようなことがありましたんで、西予市ではどのように考えているかをお尋ねいたします。

また、現在のスクールバスの利用範囲についてもお尋ねをいたします。

○山崎教育総務課長

現在、そういう公共的なものにもスクールバスを使えないかということはお聞きしております。今現在スクールバス、小学校・中学校と利用しておりますが、その空き時間等その間には公共的に使えると考えておりますので、それは市長部局と協議をやらせていただきたいと考えております。

利用範囲でございますが、もちろん空いた時間等については、小学校・中学校等以外にも使えるとは考えております。

○酒井委員

スクールバスを最初にやり始めたのは三瓶と明浜でございますが、明浜が特に私のほうで商工会の委託事業でやりました。その時に、明浜中学校の体育後援会に使ったところ他の学校から異常なクレームがつきまして、そして途中でやめた経緯がございます。そういうことも踏まえまして体育後援会の利用には現在使われておりますかどうかをお聞きします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時12分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時22分)

○山崎教育総務課長

先ほどの御質問ですが、学校体育連盟関係の大

会にはスクールバス等を使っております。先ほど言われました体育後援会等については、現在使っていないことになっております。ただ、今度市長部局のまちづくり推進課とともに、全体的を見越して柔軟に対応していきたいと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

それでは、以上をもちまして質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、教育総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時23分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時24分)

続きまして、議案第119号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち、教育総務課所管分を議題といたします。

教育総務課長の説明を求めます。

○山崎教育総務課長

それでは、審査していただきます「令和3年度一般会計補正予算(第9号)」のうち、教育総務課所管分について御説明申し上げます。

予算書7ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校管理事業として751万3000円の工事請負費を計上しております。これは田之筋小学校の校舎のベランダ天井部分のモルタルの一部が剥落したことに伴い外壁劣化調査を実施したところ、今後も落下する可能性がある箇所が複数あることが判明いたしました。児童の安心安全な学生生活を保障する観点から、早急な改修を行うことが必要であり、早期着工に向け今回751万3000円の工事請負費を計上するものであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

○佐藤委員

小学校管理事業なんですけど、田之筋小学校の工事ということでありますが、この小学校の校舎というのは、多分どこの小学校も昭和40年から50年代で建設をされて非常に老朽化をしていると思うんですが、定期的な点検というのはなされているのかどうかというのを伺いたします。

○山崎教育総務課長

毎年、年度初めなんですけど小学校に御協力いただいて校舎等の点検は行っております。ただし、専門業者等を入れて学校の劣化調査等は、現在してしておりません。ただ、今回のように剥落する場所が多数見えることから、来年度予算等でこういう調査ができるように配慮して行っていきたいと考えております。

○佐藤委員

小学校の前に、野村中学校もこういう問題があったと思いますので、定期的に点検をして、けが等ないように注意をしていただいていると思いますのでよろしくお願ひします。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

今の小学校管理事業の件ですけど、田之筋小学校、前8号でやった野村中学校、校舎の大きさも関係するのかなと思いますけれども、今回小学校では750万円、8号での野村中学校は1億8300万円という大きな金額の差があると思うんですけども、規模の大きさだけなのか、工事の種類の違いによつての差があるのかそこら辺をお伺ひします。

○山崎教育総務課長

野村中学校の場合は、コンクリートの塊の剥落の報告を受けて現状確認したところ、全体的な外壁の劣化が進行していることが明らかになりました。そのために全面的調査を実施して工事を行うことにしております。田之筋小学校については、ベランダ部分の損傷が激しく、そのベランダ部分に調査を実施し、工事・修復するという形にしております。

○河野委員

田之筋小学校のベランダ部分だけということでは

すけれども、ほかのところは剥離というかそういった兆候というか、見えなかったということではないのでしょうか。

○山崎教育総務課長

田之筋小学校の分は、剥落が起こってから建設課等の職員等で校舎へ見回りました。ただ、ほかのところはそれほど外見から見ても激しい損傷もなく、ベランダ部分だけで大丈夫ということをお断しましたので、そこの工事をするという形にしております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

昭和56年から建築基準法が変わってますんで、各小学校昭和56年以前の建物はありますか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時30分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時32分)

○山崎教育総務課長

先ほどの昭和56年以前の建物があるかないかという質問でございますが、今現在、西予市内の小学校で昭和56年以前の建物はあります。

○酒井委員

昭和56年以前なら多分耐震化も全部進んで完全に出てくるだろうと思いますけれども、多分耐震化とコンクリートの劣化とはちょっと違いますんで、やはり昭和56年以前の分については、早急にコンクリートの破砕とか擁壁とかそういうものについては、海砂と川砂との違いもあるんで、その辺りも昭和56年以前のやつは早急に財政課がどうのこうの言うても調べる必要が私はあると思います。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第119号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち教育総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決

することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時33分)

【学校教育課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時35分)

続きまして、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、学校教育課所管分を議題といたします。

学校教育課長の説明を求めます。

○滝澤学校教育課長

それでは、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、学校教育課所管分の補正予算につきまして予算書に基づき御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正としてGIGAスクールICT支援員業務委託料792万円、GIGAスクールドリルソフトライセンス使用許諾料579万9000円、給食センター病原性腸内細菌検査業務委託料190万2000円を計上しております。ICT支援員業務委託料及びドリルソフトライセンス使用許諾料につきましては、今年度から市内の小・中学校において推進しておりますGIGAスクール構想において、ドリルソフトのライセンス契約が令和4年3月末日で満了となることから、来年度の新学期から継続して子どもたちが学校や家庭においてドリルソフトを活用するため、契約を締結するものです。

また、令和3年度に国の補助金を活用して学校に配置したGIGAスクールサポーターについては3月末をもって年度の契約が満了となります。現在ICTを活用した事業等も円滑に推進しておりますが、来年度も継続した事業支援を行うため、国の補助金はありませんが市の単独事業として、ICT支援員という名称で、ドリルソフトライセンスと同様新年度における契約を締結するものであります。

学校給食センター病原性腸内細菌検査業務委託料ですが、市内の給食センター及び調理場で勤務する職員は、毎月2回赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157に係る病原性検査を実施し、学校給食業務に従事しております。これは、学校給食衛生管理基準に基づくもので年度で契約を締結しています。委託業者との契約が3月末で

満了となるため、今年度中に委託業者を決定し、契約を締結しておく必要があるためです。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

給食センターの、これはどこへ委託するんですか。

○滝澤学校教育課長

暫時休憩をお願いします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時43分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時44分)

○滝澤学校教育課長

今の質問については、せいよ西学校給食センター長でお答えさせていただきます。

○宇都宮せいよ西学校給食センター長

委託業者につきましては、県内の専門の委託業者に入札を経て委託することとなります。

○酒井委員

委託業者は、県内各市ほとんどやってると思うんですけども、ほとんどその業者がしてるんでしょうか、それとも、結構業者がたくさんあるんですか。

○滝澤学校教育課長

続いて、宇都宮センター長に答えていただきます。

○宇都宮せいよ西学校給食センター長

県内の業者でございますが、市内に営業所があるところもございまして、ただ本社は松山の業者で入札を行うこととなります。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

ドリルソフトの件ですけれども、これは普通私ら使っているパソコンやなんかのソフトのようにいろいろあって、その中でどのソフトがいいというふうを選んでいいのか、あるいは全国的に一本的になっとるのか教えていただいたらと思います。

○滝澤学校教育課長

今、御質問のありましたドリルソフトについては、まだGIGAスクールが始まったばかりです。多くの業者がドリルソフト開発というところにはまだ出来ていないような状況なんですけれども、今出来ている数社の中から、まず最初に学校の先生方にお試しでちょっと使っていて、その結果をもとに選定しております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○井関副委員長

今の件もそうなんですけども、サポーターの件、支援員という名前が変わるみたいなんですけども、これらはいつまで続けて必要になってくるのかということと、このソフトなんかは、一度導入したものを毎年毎年同じものを使ったとしても毎年この使用料がいるのかお聞きしたいと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時47分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時48分)

○滝澤学校教育課長

まずICT支援員の派遣につきましては、今年度からGIGAスクールが始まったわけなんですけれども、学校でもこのICT支援員が効果的に活用されている状況です。授業の効果も上がりますし、教職員の負担軽減ということでも大変役立っております。できれば、今後学校に寄り添って、このICT支援員が効果的に使われるというふうなことを期待しているところなんですけれども、その効果が上がり、そして、学校の不安が軽減されたということであれば、またその時点で見直しはしなければいけないかと思いますが、当面は、このICT支援員の活用というのは進めていきたいというふうに考えております。

ソフトにつきましては、学校での活用というのでも進んでおりますし教育においても効果が上がっております。業者は、また選定・見直しということが必要になるかもしれませんが、継続的に学力向上の視点も入れてこちらも続けて契約していきたいというふうに考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

ICTの支援員業務委託ですけれども、これは業者から支援員が来て、人件費も込みの金額でし

ょうか。

○滝澤学校教育課長

ICT支援員については、現在2名業者と契約して来ていただいている状況です。その給与として発生している金額であります。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

先ほどのドリルソフトのライセンス使用料の件ですが579万9000円、580万円くらい。ドリルソフトを使用しないといたら、やっぱり紙ベースでドリルあたりを使われたんじゃないかと思うんです。その中で考えて、費用対効果と言ったら悪いんですけども、そういったところというのはお考えはどんなですか。やっぱりこのままドリルソフトを使ってやったほうが良いとお考えでしょうか。

○滝澤学校教育課長

このドリルソフトの利点は、契約しますと、小学校1年生から6年生までの学習内容が学習することができるということになっております。ですので、振り返り学習であるとか予習というのがスムーズに出来ますし、また子どもたちが実際にそのドリルをやった結果が瞬時に回答され、それが成績等にも反映されるということで、教職員の業務改善にもつながっているというような利点があります。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち学校教育課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時52分)

【生涯学習課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時54分)

それでは、議案第111号「令和3年度西予市一

般会計補正予算(第8号)」のうち、生涯学習課所管分を議題といたします。

生涯学習課長の説明を求めます。

○竹内生涯学習課長

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち生涯学習課所管分について、予算書に基づいて御説明いたします。

まず歳入予算について御説明いたします。予算書10ページをお開きください。

15款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、4節社会教育費県補助金、学校・家庭・地域連携推進事業費県補助金について69万8000円を増額としております。これは愛媛県が、コロナ禍における子どもたちの安心安全な居場所づくり確保のため、愛媛県子どもの居場所確保緊急対策支援事業として、子ども体験活動緊急確保事業とICT等環境緊急整備事業の2つの補助事業が新規に創設をされたことによって、その同補助金を本市における放課後子どもプラン事業に充当するため、増額計上とするものでございます。

次に、歳出予算について御説明いたします。予算書の19ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、放課後子どもプラン事業について104万8000円を増額計上しております。これは、今ほど歳入予算で御説明いたしました県の2つの新規補助事業を活用して実施するもので、そのうち子ども体験活動緊急確保事業についてはコロナ禍により就学体験格差が拡大している中、子どもたちの居場所やつながりをつくる活動を実施する市町に対して、1市町当たり40万円を上限に事業費の3分の2の補助をいただくものでございます。今回は市内4カ所の放課後子ども教室及び1カ所の公民館が、クリスマスイベント活動や地域高齢者との交流活動など、6事業59万3000円を計上しております。もう一つのICT等環境緊急整備事業については、放課後子ども教室とえひめ未来塾を対象に1人1台端末への対応や、コロナ禍中でもリモート開催ができるよう環境整備を行う市町に対して、1教室当たり10万8000円を上限に事業費の3分の2を補助いただくものでございます。こちらは、今回4つの放課後子ども教室において、指導者用ノートパソコンやプロジェクター、スクリーンなどを購入するための経費45万5000円を計上しております。

次に、予算書の20ページをお開きいただきたいと思います。

同じく10款5項2目公民館費、惣川公民館維持管理事業について46万4000円を増額計上しております。これは、同公民館事務室のエアコンが温度調節不能となりまして、型式も古く修繕対応が出来ないため、急遽入替え工事を行うものでございます。

次に、同じく遊子川公民館維持管理事業について57万5000円を増額計上しております。こちらにつきましても、同公民館事務室のエアコンが、基盤の経年劣化によりこちらは起動出来なくなりまして、型式も古く修繕対応が出来ないため、急遽入替え工事を行うものでございます。

生涯学習課所管分につきましては以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上でございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

19ページの放課後子どもプラン事業の大体の場所を教えてください。

○竹内生涯学習課長

この事業の実施場所でございますけれども、まず田之筋の放課後子ども教室、野村の放課後子ども教室、宇和の各公民館になりますけど、下宇和公民館、多田公民館、それから野村の横林公民館で行われますのが、子どもの居場所確保緊急対策連携事業ということになります。そして、ICTですけれども、田之筋の放課後子ども教室、野村のNジオチャレでの子ども教室、それと下宇和、多田の両公民館の放課後子ども教室というふうになっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

今の子どもプラン事業、たしか市内4カ所という説明だったと思うんですけど、今の答弁では子どもプラン5カ所になるんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○竹内生涯学習課長

4カ所とお答えしております子どもの居場所確保緊急対策連携事業、これは田之筋と下宇和、多

田とNジオチャレこれは野村の放課後子ども教室、これで4カ所になります。それと1公民館というのが横林公民館になります。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時02分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時03分)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○竹内生涯学習課長

事業名の訂正をさせていただきます。先ほどの4カ所、そして1カ所公民館と言っておりました中で紹介したのが子ども体験活動緊急確保事業でございます。その前に子どもの居場所確保緊急対策事業と御紹介しましたが、子ども体験活動緊急確保事業と訂正をさせていただきます。

○源委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち生涯学習課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時04分)

【スポーツ・文化課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時06分)

それでは議案第88号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」を議題いたします。

所管のスポーツ・文化課長より説明を求めます。

○浅井スポーツ・文化課長

それでは、議案第88号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を御説明申し上げます。

西予市社会体育施設条例に定める西予市野村体育館につきましては、主に野村地区市民のスポーツの推進を図り、健康福祉増進と体力向上を目的として活用されてまいりましたが、平成30年7月豪雨により被災し、復旧が困難な状態となっております。

本議案は、施設の実情を踏まえ同地区におきましては復旧した西予市乙亥会館を社会体育施設としてスポーツ活動を現在展開していることもあり、西予市復興まちづくり計画、並びに野村地区肱川周辺水辺まちづくり計画に基づき、当該施設を廃止解体する見込みとなったことから、公布の日を施行日として、社会体育施設条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第88号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時08分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時09分)

続きまして、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、スポーツ・文化課所管分を議題いたします。

浅井課長の説明を求めます。

○浅井スポーツ・文化課長

それでは、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、スポーツ・文化課所管分の予算書に基づいて御説明いたします。

まず、予算書9ページをお開きください。まず歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、5節文化振興費国庫補助金で34万5000円の増額となっております。この増額分は、ギャラリーしろかわに新型コロナウイルス感染症予防対策として文化庁の国庫補助金で導入いたしました空気清浄機3基分の補助金でございます。これを歳入として計上しております。補助率は2

分の1になっております。

20ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

10款教育費、6項文化振興費、3目文化施設運営管理費、地質館管理運営事業でございます。地質館は令和3年12月末に廃止でございます。それに伴いまして需用費、光熱水費が9万6000円、役務費手数料が1万1000円、委託料として浄化槽維持管理委託料1万3000円、合計12万円を減額計上でございます。

次に、備品購入費42万9000円でございますが、これはギャラリーしろかわの資料収蔵庫に設置しております湿度コントロール機器2基のうち1基が故障いたしました。そのため、保管している美術品にカビや染みなど悪影響を与える可能性がありますので、急遽1基を購入するため補正対応として42万9000円を増額で計上させていただきます。

次に、同20ページでございますが、10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費、野村運動公園管理運営事業でございます。野村運動公園多目的広場は、平成30年7月豪雨災害により現在仮設住宅を設置しておりますが、今後入居されている方々が退去いたします。その後仮設住宅を撤去し、令和4年度末から、元のグラウンドとして利用ができるよう工事を開始するため、令和3年度中に、暗渠排水管の取替え工事、そして測量設計が必要となりますので測量設計委託料として292万4000円を増額計上するものであります。

当課の関係は以上でございます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○酒井委員

地質館は廃止するという説明でしたけど、あれも取壊しはするんですか、計画はどのように今後するんですかお聞きします。

○浅井スポーツ・文化課長

地質館は、令和4年4月からオープンいたしますジオミュージアムのための資料の収蔵庫として利用させていただきます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○森川委員

20ページの元のとおりにするんやったら、まだ現場の分が残ってるわけです。測量設計はあんまり要らんとするんです。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時15分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時16分)

○浅井スポーツ・文化課長

この件につきましては、野村教育課土居課長が申し上げます。

○土居野村教育課長

野村運動公園多目的広場につきましては現在仮設住宅を建設しているところです。この仮設住宅を建設した折に下水道等の設置が必要となっております。これを全て切断している状態になっております。これを全て埋めかえる必要がありますので、今回測量設計をさせていただくということになっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

ギャラリーしろかわですけれども、湿度調整がきかなくなった2基のうち、同じ時つくつとるか建設して空調機も入れてるわけなんで、ほかのどこにももうそろそろというか、来とるんやなかろうかと思えます。そこら辺の今回1基だけ取替えということですけども、ほかの調査というかそこら辺はされるんでしょうか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時18分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時20分)

○浅井スポーツ・文化課長

この件につきましては、城川教育課の伊井課長より報告いたします。

○伊井城川教育課長

ギャラリーの収蔵庫につきましては、湿度コントロール除湿・加湿のコントロールができるのが収蔵庫のみとなっております。そのうちの1台分が今回改修を予定しておりますので、そのための改修費用となっております。

○河野委員

収蔵館ももちろんと思えます。その湿度の調整

をして美術品の管理をすると、展示するところよな。館内のそのただ単に空調だけ湿度管理はしてないということでしょうか。

○伊井城川教育課長

そのほかの展示室については、通常のエアコンの管理ということになっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○井関副委員長

国庫補助金34万5000円がついているところで空気清浄機3台という話を先ほどされたと思うんですが、それで今湿度コントロール機も導入されたということで、合計で42万9000円しかないんですけど、これの金額で全てが出来るとということではよろしいんですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時22分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時23分)

○浅井文化・スポーツ課長

この件につきましては、ギャラリーしろかわ小田原館長より回答申し上げます。

○小田原ギャラリーしろかわ館長

空気清浄機につきましては国庫補助金を導入しまして3台購入いたしまして、これは国庫補助金該当分となっております。収蔵庫の除湿加湿器につきましては一般財源で直すということになっておりますので、切り分けてということに対応しております。

○井関副委員長

私が質問したのは、国庫補助金で空気清浄機を導入されたのもいいんですけども、ここに出てくる管理運営事業の総額が42万9000円しかないの中で、その中で3台の空気清浄機と湿度コントロール機器全てが購入出来たのかということを確認したんです。

○小田原ギャラリーしろかわ館長

空気清浄機につきましては現予算の中で流用をして対応させていただきました。今回、修繕につきましては、補正ということで計上させていただいております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正一般会計補正予算(第8号)」のうち、スポーツ・文化課所管分について賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時24分)

【総務部】

【総務課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時36分)

ただいまより総務部の審査に移ります。

審査にあたりまして、山住総務部長に御挨拶をちょうだいしたいと思います。

○山住総務部長

挨拶を行う。

○源委員長

それでは、議案第83号「行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

総務課長の説明を求めます。

○一井総務課長

それでは、議案第83号「行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」御説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中、国では行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しが進められており、資料1にあります令和2年7月7日付総務省自治行政局長名で、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知があったところでございます。

これらを踏まえ、本市における行政手続の見直しにつきましては、資料2のとおり、市民・事業者等の申請等手続に関わる負担軽減を図るとともに、行政手続のデジタル化を見据えた対策を推進するため、申請、届出等に関わる押印の見直し基準を策定し、押印の廃止を原則として、順次申請手続様式等に規定する押印義務の見直しを行っているところでございます。

今回の条例改正は、押印の必要性や実質的意義を勘案し、条例で規定されている押印義務を廃止するものでございます。なお、西予市固定資産評価審査委員会条例の一部改正では、審査申出書等の書面への押印廃止、西予市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正では、サービス宣誓書への押印廃止、西予市火入れに関する条例の一部改正では、森林法に基づく火入れ許可申請書への押印廃止をそれぞれ行うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○井関副委員長

押印廃止は大変結構なことだと私も思っておりますが、ちょっと私勉強不足なので知らせていただいたらと思うんですが、火入れに関する条例というのはあまり私聞いたことないんですけども、山際の辺の野焼きとかなんかのときに申請を出さなければならぬんだらうなどは想像はつくわけなんです、実際に申請がなされることってあるんでしょうか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時42分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時42分)

○一井総務課長

副委員長御指摘の案件につきましては、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○源委員長

それでは報告をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第83号「行政手続等における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時43分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時50分)

続きまして、議案第107号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」及び議案第108号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」以上2議案は関連がございますので一括議題といたします。一井課長より説明を求めます。

○一井総務課長

それでは、議案第107号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」及び議案第108号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」関連がございますので一括して御説明をさせていただきます。

本議案は、愛媛県市町総合事務組合が共同処理する、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民またはその遺族の生活の共済に関する事務、いわゆる交通災害共済の構成団体から脱退するとともに、脱退に伴う財産処分を行うため、当組合より地方自治法第286条第1項及び第289条の規定に基づく協議がありましたので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。内容としましては、令和3年度をもちまして、本市における交通災害共済加入申込み事務の取扱いを終了するため、当組合の交通災害共済部門を構成する団体から脱退するものでございます。

本事業は、昭和44年度に当組合の前身の一つである市町村交通災害共済組合が設立され事業を承継しているものでございます。構成団体は、令和3年4月現在で2市9町となっており、市においては当市と大洲市になります。事業内容につきましては、共済加入者が国内の交通事故により災害を受けた場合に、条件に応じて見舞金が支払われるもので、年間の掛金は一般が年額700円、中学生以下は300円となります。見舞金につきましては災害の程度に応じ、1等級から8等級の8段階に区分され、1等級が死亡時100万円、8等級が医師の治療実日数7日以上16日未満の障がい2万円となっております。なお、詳細につきましては別途配信の交通災害共済のパンフレットを御確認ください。

事務取扱を終了する理由としましては、加入率が低下傾向であり令和2年度で27%となり、この9年間では9.1%も低下しております。また、交通災害共済を開始した昭和40年代以降、社会情勢の変化とともに自動車の事故に関する民間会社の各証券なども普及充実しており、交通事故に限らず、不慮の事故や病気に対しても対応しております。市民の皆様にとっても、それぞれの目的やライフプランに応じた選択ができるのではないかと考えております。さらには、宇和、野村、城川におきましては、加入申込み取りまとめを依頼している自治会における負担の軽減、また今後想定される職員数の減少や小規模多機能自治制度の導入に伴う事務事業の全体的かつ抜本的な見直しが必要な中で、市民の皆様への影響度合いや費用対効果など総合的な判断の結果、終了という結論に至ったものでございます。

このことから、本事業における共同処理事務構成団体からの脱退と、共同処理に関わる西予市の財産を令和4年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものでございます。

なお、加入申込み事務の取扱い終了に関する市民の皆様への周知につきましては、広報紙やホームページなど、様々な方法を用いて周知を図ってまいります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○酒井委員

これ財産を帰属さすんですけれども、どれぐらいのものになるんですか。

○一井総務課長

今回の財産につきましては、交通災害共済事務を行うための事務的備品のみとなっておりますので、什器等の取扱いになっております。それ以外のものはございません。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○井関副委員長

先ほど加入率も減ってきてという話だったんですけども、野村・城川はその自治会で運営しているということで自分たちの地域でも結構大勢入っ

ておられるんじゃないかなという気がしとるんですが、この保険が終わった後の代わりのやつ、民間のやつがいろいろ出ているからという説明ではありましたが、何かあっせんされるようなことは考えておられるんですか。

○一井総務課長

複数の保険会社等がございますので、特にここへということはございませんけれども、御相談あったときに御案内先としては民間のそういう保険協会のホームページがございますので、そこに各社の御案内もございます。それ以外のところで複数ございますので、幅広くこういう情報提供だけはさせていただこうと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

まず、議案第107号「愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第108号「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時01分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時02分)

先ほどの議案第107号及び108号の議案名の中で、私含めまして、審査の中で、愛媛県市町(しまち)総合事務組合と申し上げましたが、正しくは愛媛県市町(しちょう)総合事務組合でありますので、ただいまの審査の内容については一括して変更をしたいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時03分)

【税務課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時04分)

これより税務課所管の審査に入ります。

議案第84号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○浜田税務課長

それでは、議案第84号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月1日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されるものによるものです。

現在、西予市国民健康保険税は世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額、並びにこれまでは年齢に関係なく世帯の国民健康保険被保険者数に応じて算定した均等割額、及び1世帯当たりの世帯平等割額を合算して課税しておりましたが、今回の改正により、均等割額において未就学児については1人当たり5割の減額を行うこととなりました。また、低所得者に対する7割、5割、2割の軽減世帯の場合は、未就学児1人当たり各減額後の均等割額からさらに5割を減額することとなっております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第84号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時07分)

【財政課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時09分)

これより財政課所管分の審査に入ります。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、財政課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○宇都宮財政課長

それでは審査していただきます議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、財政課所管分について御説明させていただきます。

まず歳入について御説明申し上げます。予算書の11ページをお開き願います。

18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金は、財源が不足する場合において当該不足額の補填財源として繰入れを行うものでございます。今回の補正では、歳入歳出予算の調整に伴い、繰入金を4213万円減額するものでございます。財政調整基金の残高は、今回の補正後でございますが、予算残高として21億4871万円となる見込みでございます。

18款5項1目公営企業会計繰入金でございますが、水道事業会計からの利益剰余納付金400万円を計上するものであります。令和2年度の水道事業会計決算におきまして利益剰余金が生じたことにより西予市水道事業等の剰余金の処分等に関する条例第2条第5項の規定に基づきまして、平成17年度及び平成18年度に宇和町の明石浄水場施設整備事業に対する出資金の財源として一般会計で借入れました一般会計出資債の元利償還金の一部を納付金として受入れするものでございます。

続きまして歳出について御説明いたします。予算書の16ページをお開き願います。

4款3項1目野村病院事業会計繰出事業5222万7000円の増額でございますが、国の繰出基準で定める不採算地区病院が、今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延が続く中において、その機能を維持し地域医療提供体制を確保する観点から、繰出

金に対する令和3年度分の特別交付税が拡充されたことに伴います増額でございます。なお、特別交付税の措置は80%でございます。

以上、財政課所管分に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

聞くんですが、10ページの出資金返還金は財政課の説明でよろしいわけですか。

○宇都宮財政課長

ただいまの酒井委員の御質問ですけれども、一般会計決算ということで財政課が所管ということで、その納付金も財政課で説明をさせていただくような形になっております。

○酒井委員

この八幡浜・大洲地区広域市町村圏・・・

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時13分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時13分)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第111号「令和3年度一般会計補正予算(第8号)」のうち財政課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時14分)

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時17分)

これより政策企画部所管分の議案について審査を行います。

審査に先立ちまして、下澤政策企画部長より御

挨拶をちょうだいしたいと思います。

○下澤政策企画部長

挨拶を行う。

○源委員長

それではこれより、議案第118号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について」を議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは、議案第118号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

ジオパーク拠点施設整備事業において、四国西予ジオパークに関する自然科学や地域に関わる文化等についての資料の収集と保管・調査研究等を行うとともに、常設展示及び企画展示、体験学習などの教育活動を通し西予市全域に広がるジオパークの魅力を広く発信し地域交流の形成に資することを目的として、現在その拠点となる施設ジオミュージアムの整備を進めており、令和4年3月末までに完成見込みであります。

今回の条例制定は、四国西予ジオミュージアム設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。本条例の主な内容といたしましては、施設を構成する施設内容、ミュージアムが行う業務等について定めております。本施設の主な施設としましては、四国西予ジオパークの資料標本、写真をエリア別に解説する常設展示室、来館者がジオパークについて自由に学習に取り組める多目的ホール、ジオカフェエリア、ジオパーク推進室の専門員が企画して展示を行う企画展示室と大きく3つの部屋に分かれ、屋外にも展示エリアがございます。施設の入館料は必要ございませんが、常設展示室は観覧料が必要となり、一般が500円、高校生大学生が300円とし、中学生以下は無料としました。また各種障害者手帳を取得されている方は、手帳の等級にかかわらず全ての方を免除とし、その介護者につきましては、身体障害者手帳及び療育手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄という欄に第一種と記載されている方と、精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方の介護者1名を免除といたします。

次に施設使用料ですが、企画展示室、研修室及び屋外展示エリアにつきましては、使用の希望がある場合は1時間単位で料金を定め使用料を徴収

することとします。

なお、この施設の設置の目的に即した営利または営業目的で使用する場合は、一般の使用料の2倍といたします。

また当施設の整備に伴い、西予市城川地質館につきましては、展示物等はミュージアムに展示することを予定しており、ミュージアム完成後は収蔵庫として利用することとし、令和3年12月をもって閉館することから、あわせて条例を廃止するものであります。この条例の施行期日は公布の日から起算して5カ月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

先ほどもちょっと聞いたんですけども、城川地質館の条例を廃止するということでして、城川地質館についてはミュージアムのいろんなものを置く倉庫みたいなものにするということなんですけども、それもやっぱり条例の中に入らうべきではないでしょうか。取り壊さんでしたら。

○長野まちづくり推進課長

城川地質館につきましては、四国西予ジオミュージアムの収蔵庫としての利用となりますので、特に条例等で定めるようにはしてございません。

○酒井委員

そう言いながらも、そういう施設がどんどん増えていくんでね、やはり管理下に置くのが大事じゃないかな。どこの管理に置かれるようになるんですか。

○長野まちづくり推進課長

管理といたしましては、ジオパーク推進室で管理することといたします。

○酒井委員

それで管理するんだったらその中に、ミュージアム施設は次のとおりにすると入れるべきではないかと私は思うんですけれどもいかがですか。

○長野まちづくり推進課長

本条例につきましてはジオミュージアムの施設に関する条例となっておりますので、城川地質館においては別の位置づけとなるので、この条例で

は規定をしていないというふうに判断しております。

○酒井委員

その場合に、コンクリが破碎したり落石したり、小学校のようになった場合は、どこの課が直してどうしようにするんですか。

○長野まちづくり推進課長

その場合につきましても、ジオパーク推進室で担当し、管理することとなります。

○酒井委員

これは多分、このままいくと知らぬ間にどっかが管理すると曖昧なところになりますので、今日質問した形のを責任を持って条例の中に入れてなくても、ミュージアムをジオパーク推進室が管理をするということを明言しておいていただければそれでいいです。

○長野まちづくり推進課長

城川地質館につきましては、今後目的が変わりますので地質館の条例は廃止いたしますが、財産管理台帳の上では存在いたします。その管理につきましてはジオパーク推進室が主管課となって管理するというので明記させていただきたいと思っております。

○酒井委員

この条例を見ますと、詳しく私も見てないんですけども、料金設定の中に、他の事情がある場合については市長が権限を持つとか、料金に対してお客さんだとか大臣が視察に来たとか文部大臣が視察に来たとか、そういうときには料金取られるんですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時27分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時29分)

○長野まちづくり推進課長

その件につきましては、第10条で規定しております観覧料等の減免について記載しておりまして、市長が必要と認める者として対応させていただきます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○井関副委員長

常設展示室の観覧料なんですけども、一般500円ということを書いてありますが、全員協議会の中でもいろいろ話が出ておりましたが、ギャ

ラリーしろかわとのセット料金等は考えられないのかという点が1点と、それから企画展示室1・2なんかの使用料なんです、城川祭りの際なんかもこの料金を取られるのかどうか、また城川祭りのときにはその中で、ココアをつくったりとかそういうものを販売されると思うんですけども、その辺も含めて、営利が絡んではきますがどういうふうに対応されるのかお聞きしたいと思います。

○長野まちづくり推進課長

観覧料につきましては、委員御指摘のとおり周辺施設との連携が必要だと感じております。令和4年度のジオミュージアムの入館者の状況を見極めまして連携をしたいと考えており、早ければ令和5年度からそういった共通券のようなものの導入について検討したいと考えております。また先ほどお話のありました、ふるさと祭りなどの件につきましては、担当課と協議をさせていただき、また地域の皆様とも協議をさせていただき、使用料について検討させていただきたいと考えております。

○酒井委員

先ほどの10条でございますけれども、その中でも、観覧料も使用料も、使用料が一つ入ってたら第3号が適用されるんですよ。だから、そこへ使用料を入れるか、そして行政報告会の中では、私も聞きましたけど10条を使えば市長の権限で無料券も発行できるという解釈を私はいたしましたのでその点、また対応ができればお願いするようになると思います。

○長野まちづくり推進課長

第10条で観覧料等の減免とさせていただいておりまして、第9条で記載させていただいております観覧料及び使用料をまとめて該当させるように考えております。

○酒井委員

ということは先ほど井関副委員長が質問したことも該当するという解釈でいいですね。

○長野まちづくり推進課長

担当課と十分に協議した上で、該当になるようであれば対応、適用させていただきたいと考えております。

○酒井委員

答弁が担当課ということと、市長という形の条例はうたってるんで、市長の権限ではないんですか。

○長野まちづくり推進課長

失礼いたしました。ふるさと祭りを担当しております担当課と協議をさせていただきまして、市長の判断により減免等の対象をさせていただいたらと思っております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第118号「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時33分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時34分)

続きまして、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、まちづくり推進課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

それでは議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のまちづくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明させていただきます。

まず、歳出予算から御説明いたします。補正予算書の13ページを御覧ください。

2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費、補正額75万6000円の増額補正でございます。高校魅力化事業におきまして三瓶公営塾が実施する三瓶分校生に対して行う探究活動のカリキュラムを、地域おこし協力隊インターン制度を活用し都市部の大学生などを6人募集します。そのための報償費等を計上させていただいております。この事業を通じ、三瓶分校の魅力づくりを推進するとともに公営塾スタッフに興味関心をいただくことを目的としております。

続いて、2款総務費、9項企画費、3目ジオパーク推進事業費、補正額11万2000円の増額補正でご

ございます。ジオミュージアムの整備に伴い、西予市城川地質館が令和3年12月をもって閉館することから、令和4年1月からの施設管理費用を計上しております。以上でございます。

なお、歳入予算についての補正予算はございません。

最後に、債務負担行為補正について御説明いたします。

予算書5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正を御覧ください。せいの地域づくり手上げ型交付金ですが、期間は令和4年度、限度額を3000万円と設定しております。手上げ型交付金が始まり、本年で6年目となります。令和3年度の地域づくり交付金事業の予算は1億7500万円で、そのうち約3割の3000万円を手上げ型交付金としております。令和4年度も同額規模で事業を実施する予定です。

なお、この手上げ型交付金は、地域づくり組織によるプレゼン方式の審査会によって事業の決定を判断いたしますが、新年度予算が確定した後に於いての事前相談会、また事前審査会、最終審査会というスケジュールでは、年度当初からの事業開始が難しいとの御意見もあり、今年度と同様に事前審査会を3月中に実施して4月以降すぐに事業が取り組めるよう債務負担行為を設定するものです。

次に、野村・城川地区生活交通バス運転業務委託金ですが、期間は令和4年度、限度額を625万4000円と設定しております。城川地区、野村地区の生活交通バスの両方ともですが、現在の運転業務委託契約が令和4年3月31日で満了となることから、令和4年4月1日の運行開始日までに事業者を設定し、同日から運行できる体制を整える必要があるため債務負担行為を計上するものです。

以上で、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のまちづくり推進課所管分についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時39分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時42分)

○酒井委員

さきほど、城川にあるジオパーク推進室とそれから予算が組まれておりますけれども、条例が設定されて今現在の4月オープンというのは説明があったんですが、それまでにおける、どういう準備かというのを説明していただけたらと思います。

○長野まちづくり推進課長

建物の施設の完成は、おおよそ令和4年3月中旬を見込んでおりその予定で進めております。そのため、施設のオープンにつきましては、令和4年4月23日を予定しております。前日の22日金曜日には落成式及び講演会等を行い、関係者及び地域の方々の内覧を予定しております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○井関副委員長

高校魅力化事業につきましてお願いしたいんですが、インターン制度を使って募集をするということなんですが、それだったら学生が対象になるかと思うんですが、その学生がどのぐらい就任対応ができるのかというのがちょっと疑問なんですけども、その学生さんはどういうふうなかかわり方をさせていただけるのでしょうか。

○長野まちづくり推進課長

この事業ですが、地域おこし協力隊インターンとは総務省が今年度から新たに開始された制度で、約2週間から3カ月の間、西予市が委嘱して地域おこし協力隊の取組を就業体験として実施していただくというものでございます。今回事業を予定しておりますのは、1月下旬から3月末までにかけて行うこととしておまして、具体的には、2月中旬に三瓶町に来ていただきましてフィールドワークを行っていただきます。そのあと、また2月下旬にアクションを起こしていただきまして、3月には成果報告という形で三瓶町で成果報告会を行いたいと考えております。

○井関副委員長

予定としては1名の予定ですか。

○長野まちづくり推進課長

現在、予算上6名を予定しております。

○井関副委員

6名全て三瓶に入るということでよろしいですか。

○長野まちづくり推進課長

今回の事業につきましては、三瓶公営塾のスタッフが主に事業を実施するように考えておられまして、そのスタッフと一緒に地域おこし協力隊の方が体験をしていただいて、公営塾スタッフとはどういったものかといったものも経験していただいた上で、今後につなげていければと考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、まちづくり推進課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時45分)

【政策推進課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時49分)

これより政策推進課所管分の議案について審査いたします。

まず、議案第106号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○宮中政策推進課長

それでは、議案第106号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」御説明をさせていただきます。

議案書の108ページをお開き願います。

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合は、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町及び伊方町の3市2町が圏域の事業を共同処理することを目的に設立をされております。当組合では、平成6年10月にふるさと市町村圏の選定を受け、構成市町の出資と愛媛県からの助成により、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金を造成し、その運用益により広域的ソフト事業を展開して地域の活性化を進め、

圏域内の総合的一体的な振興を図ってまいりました。

しかしながら、近年は経済情勢の変化から基金の運用益もほとんど見込めず、社会情勢も基金創設当時と大きく異なってきたことから、基金の目的を果たしたものととらえ、当該基金を廃止するため、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

これ、4月1日から西予市だけが脱退するということなんですか。別表第2表の構成団体の中で西予市を削るとなっておりますが、ほかの市町村はないわけですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時50分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時53分)

○酒井委員

先ほど私の質問はちょっと的を得ておりませんでした。

これ、どういう根拠の元金が返ってくるということですか。それとも、いろんな運営費も含めた形でこれだけの金額になったのかをお尋ねします。

○宮中政策推進課長

今回の基金でございますけれども、基金を廃止することに伴いまして、西予市が出資をした出資金の元金が返ってくるという考えでございます。

○源委員長

次の補正予算(111号)の中にもそれに関するものがございますので、出資金等の辺り、返還につきましては補正予算の中で質疑をいただきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第106号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」原案に賛成の委員の挙

手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時54分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時57分)

続きまして、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、政策推進課所管分を議題といたします。

政策推進課長の説明を求めます。

○宮中政策推進課長

それでは次に、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち政策推進課所管分について御説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入予算から御説明をさせていただきます。

予算書10ページを御覧ください。

16款財産収入、2項財産売払収入、5目出資金返還金9308万7000円を増額するものでございます。

今回の補正は、先ほど御説明をさせていただきました八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更に伴い、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金が廃止されることから、西予市の出資金が返還されるものでございます。

次に、債務負担行為の補正について御説明をさせていただきます。

予算書の5ページを御覧ください。

広報せいよ印刷製本費でございますが、期間は令和4年度、限度額を700万円と設定しております。広報せいよにつきましては、令和4年度第1回目の発行が4月20日となることから、3月から入稿や校正作業を行う必要がございます。そのため、2月には入札を執行し業者と契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち政策推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時59分)

【消防本部】

【消防総務課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後0時57分)

ここより消防本部の審査を行います。

まず冒頭に、酒井消防長より御挨拶をちょうだいしたいと思います。

○酒井消防長

挨拶を行う。

○源委員長

それでは、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、消防総務課所管分を議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

○宇都宮消防総務課長

それでは、議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」消防本部所管について説明させていただきます。

今回の補正は、常備消防における八幡浜地区施設事務組合負担金事業と、消防本部署庁舎建設事業の2事業に係る補正を行うものでございます。

それでは、予算書の8ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部分でございますが、9款消防費、補正前の額は14億4537万9000円でございます。今回補正額の866万5000円を増額させていただきます合計14億5404万4000円になるものでございます。財源内訳といたしましては、地方債を1110万円増額し、一般財源が243万5000円の減額となるものでございます。

今回の補正額のうち、消防本部所管分の詳細につきまして御説明させていただきます。

予算書の18ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、補正前の額は7億2474万5000円で、補正額302万8000円を減額し7億2171万7000円になるものでございます。補正額の財源内訳につきましては、一般財源として302万8000円の減額となるものでございます。これは、八幡浜地区施設事務組合負担金事業でございまして、人件費の見直し及び前年度繰越金の確定及び消防費基準財政需要額確定による市町負担率変更によるものでございます。

続きまして、18ページから19ページを御覧ください。

3目消防施設費の補正前の額は2億2092万円で、補正額1169万3000円増額いたしまして2億3261万3000円になるものでございます。補正額の財源内訳につきましては、地方債を1110万円、一般財源が59万3000円でございます。これは消防本部署庁舎建設事業でございまして、土地の測量造成設計等を合わせまして1169万3000円を計上するものであり、造成工事を早期着手するためのものでございます。

以上、「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」消防本部所管分についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○酒井委員

八幡浜施設事務組合からの今度話合いが大体ついたということを報告受けております。これについて私からちょっと述べさせていただきますと、行政側が判断するに至るまでに、議会が活動したことに対して、やはり非常にエネルギーを議会が使っております。特別委員会を設置して、現佐藤議長、そして中村議員、源議員等々委員長になっていただきまして、本当に並々ならぬ圧力を八幡浜へかけたことを私は記憶いたしております。本当に議会の特別委員会の方々大変だったのだろうと思います。そして最終的には、トップ会談でこういう状態になったということに聞いておりますけれども、これからやはり三瓶の皆さん方の住民の理解をどのようにとっていくのか。そして、それにおいて、議会人も非常に精力的な活動をしたという説明もしながら、三瓶住民の理解を得ていた

だきたい、このように要望しますが、これから三瓶の説明会はどのような日程で、どのような説明をするのかお聞きをいたします。

○酒井消防本部消防長

ただいま酒井委員からの御質問ですが、住民の理解というところなんですけど、先般当議会の説明の後、住民説明会を三瓶3地区において開催いたしております。その中では消防からのお願いという形で、様々な西予消防が管轄した場合の体制等を御説明しております。今後のスケジュールなんですけど、現在八幡浜地区施設事務組合に当協議の申入れをして、協議会等を立ち上げる前に準備会の設置で今そのスケジュール等を検討しているところでございます。

今後におきましては、消防といたしましては実務協議に入っているいろんな項目が決まると思うんですけど、その折には、議会の皆様そしてホームページ等で公開できるような形をとっておりますので、その進展につきましては、順次御報告させていただくこととしておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○酒井委員

先般愛媛新聞に記事が載っておりましたが、この経緯につきましても非常に詳細に出ておりましたけれども、これをはっきり申し上げまして、旧町の東宇和郡の人たちはあまり関係しないと他人ごとにも思っておりますけれども、その辺りのところの旧町東宇和の住民に対してもしっかりと理解を求めることをしていただきたいと思います。といいますのは、議会の特別委員会の中では、アンケートをとったり、そして各消防署との調整、また各議会との話合い、調整を特別委員会の中で長いことやってきておりますので、議会にも特別委員会の委員長そして議長にはしっかりと伝えていただけるようお願いをいたしております。三瓶町だけの問題ではないので、旧東宇和郡の4町に対してもしっかりと御理解を求めることを周知徹底をお願いしますが、その方法についてもお聞きします。

○酒井消防本部消防長

ただいまの酒井委員の御質問の旧東宇和郡への説明というところなんですけど、今のところその説明をしておりますので、今後の進展とともにあわせまして、そちらの説明もあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろ

しくお願いいたします。

○酒井委員

お聞きしますけれども、以前伊方町にはしご車が入りましたときに、4000万円弱を西予市が負担しなければならなくなって、見たこともない聞いたこともない、西予市にはそういう該当しない、それでいて4000万円弱のものを、詳しくはちょっと記憶ありませんけれども負担しなければならないということがあって、西予市の東宇和郡の人たちも納得しないといかんといい住民の声も聞きましたんで、その辺りも含めて、しっかりと適用の中で話をさせていただいて、合併するということになりましたので、その辺りの言葉悪いですけども綱引き的なところもありますけれども、しっかりと綱引きに負けないように頑張ってください。

○酒井消防本部消防長

先ほどの酒井委員の意見を考慮した上で今後進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

消防本部署庁舎の関係ですけれども、これ今年1169万円は、造成だけの測量設計なのか、あるいは本体の設計も準備というかそれも入っておるかお聞きしたいと思います。

○宇都宮消防総務課長

今回の1169万3000円は、土地の測量、造成設計でございます。当初の予定では、令和4年度に考えておりましたが、新型コロナウイルスの影響による物流の停滞などによって様々な事業が遅延している状況を鑑みて、前倒して進めるための補正予算でございます。

○河野委員

わかりました。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

今後の埋立て地の問題とか一番高いところではかさ上げ何メートルぐらいになるんですか。概略の立米数が出てると思うんですが、埋立てですか。それと、現地を見さしてもらいましたけど一番高いと2メートルぐらいにはなるんじゃないかというように判断しておりますがいかがですか。

○宇都宮消防総務課長

ただいまの質問でございますが、建設課によるかさ上げは今言われたように2メートルぐらい上がると言われております。そのほか立米数については建設課に聞いてまた後ほど御報告したいと思います。

○酒井委員

あれだけの広さをかさ上げしますと土の供給するところがなかなか難しいと。新たに供給元を構えるのか、それとも工事に合わせて進捗状況を合わせてやるのか、その辺りが非常に財源的にもかかるものでございます。かかりますからその辺りも今回当初予算の中に含まれると思うんですけども、設計の中で1000何ぼ組んでますから、その中にも入ってるんだと思うんですけども、その辺り財源に非常に安く上がるような方法論をやっぱり考えていただきたいと思ひます。

○宇都宮消防総務課長

酒井委員御指摘ありましたように、関係各課と検討しましてできるだけ安く財政ができるように、また協議していきたいと思ひます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち消防総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時16分)

【議会事務局】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時20分)

ここより議会事務局の審査を行います。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち、議会事務局所管分を議題といたします。

議会事務局長より説明をお願いします。

○富永議会事務局長

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」の議会事務局所管分について御説明いたします。

予算書5ページをお開きください。

第2表債務負担行為の議会だより印刷製本費についてであります。議会だよりは原則1冊16ページで、1回における発行部数を次年度より400部減の1万7500部を年4回定例会開催月の翌月20日前後に発行するもので、市内全戸配布及び県内外の市議会等に送付することとしております。

今回の債務負担行為は、令和4年第1回定例会の3月号が4月20日発行日となるため、2月に業者を決定し3月から編集入稿の作業を行う必要があります。令和4年度限度額は220万円であります。

以上、御審議の上御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○井関副委員長

予算220万円ということですが、これは例年どおり表紙と裏表紙だけがカラーで、中は全部白黒というか2色刷りの状態のままの予算でしょうか。

○冨永議会事務局長

規格でございますが、ただいま井関副委員長からありましたように、表紙、裏表紙カラーで、中は2色印刷でございます。

○井関副委員長

年に4回しか出ないということもありまして、興味を持ってもらうためにはカラー印刷にしたらという意見が以前からちらほら出とるんですが、なかなかそういうふうな方向に向けることは出来ないのでしょうか。

○冨永議会事務局長

今回は、今申し上げましたように表紙、裏表紙カラーで、中が2色印刷でございますが、今後また編集委員会で御検討いただいて、予算が通りましたらそのようなことも検討したいというふうに考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時23分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時28分)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第111号「令和3年度西予市一般会計補正予算(第8号)」のうち議会事務局所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日予定しておりました審査は全て終了をいたしました。

閉会 午後1時28分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長